

第五十五回
参議院建設委員會會議錄第八号

昭和四十二年五月十八日(木曜日)

午前十時四十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松永 忠二君
理事 稲浦 鹿藏君
大森 久司君
山内 一郎君
大河原 次君

委員

青木 一男君
石井 桂君
内田 芳郎君
奥村 悦造君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
中津井 真君
平泉 涉君
瀬谷 英行君
田中 一君
藤田 進君
矢追 秀彦君
片山 武夫君
西村 英一君

國務大臣

建設大臣

政府委員
建設政務次官 澁谷 直藏君
建設省計画局長 志村 清一君
建設省都市局長 竹内 藤男君
建設省住宅局長 三橋 信一君
事務局側
常任委員会専門員 中島 博君

説明員

建設省住宅局住宅総務課長 角田 正経君

参考人

住宅金融公庫総裁 師岡健四郎君
住宅金融公庫管理部長 服部 武君

本日の會議に付した案件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣送付、予備審査)

○下水道整備緊急措置法案(内閣送付、予備審査)

○住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(松永忠二君) ただいまから建設委員會を開会いたします。

本委員會に予備付託されております法律案三件について提案理由の説明を聴取いたします。

まず土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案の説明を願います。西村建設大臣

○國務大臣(西村英一君) ただいま議題となりまして土地収用法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

近年の地価高騰の実情にかんがみ、政府は、総合的な地価対策を逐次実施しつつありますが、その一環として、公共事業のための用地取得制度の改善をはかる必要がありま。

すなわち、公共事業における用地費は、事業費のうち大きな割合を占め、しかも年々増加の一途をたどっておりますが、公共事業のために値上りした、いわゆる開発利益を含む土地価格で用地を買収することは、公共事業の施行が国民全体の負担において行なわれているものだけに、きわめて不合理であり、何らかの改善措置が早急に講ぜられる必要がありま。

現行の土地収用法は、収用する土地の損失補償について、収用の裁決のときの近傍類地の取引価格等を基準とすることとしておりますが、裁決時においては、事業が実施されることによる値上りの期待をもつて近傍地の地価は著しく騰貴しております。収用の時期がおくれればそれだけ値上がり招き、いわゆるゴテ得の弊害を生じ、早期買収について協力を得ることが困難であります。

そこで、このような現行制度を改正して、開発利益の帰属の合理化をはかることが、社会の要請にこたえる至当な措置であると考え、次第であります。

すなわち、今回の改正案におきましては、収用する土地に関する補償額の算定の時期を原則として事業認定の告示の時とし、また、このような補償額算定の原則をとることに伴い、被収用者は収用裁決前においても起業者に対し、補償金の支払い請求を行なうことができることとし、その利益の保護をはかるための措置をとることといたします。

以上が、この法律案の提案の趣旨であります。以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第三に、大規模な事業等におきまして、全体の用地取得を初年度に完了することができない場合等を考慮いたしまして、起業者は、事業認定の申請にあたって、起業地の全部または一部について、収用手続を一時保留することができるといたしました。起業者は、この保留した土地について、必要に応じ都道府県知事に対し、収用手続の開始の告示を申請するものとし、補償額の算定、補償金の支払い請求等につきましては、手続開始の告示の時に事業認定の告示の時とみなすものとした。

第四に、収用の裁決を権利取得裁決と明け渡し裁決とに分離いたしました。

土地に関する対価補償を、物件移転料等の補償と切り離して、すみやかに権利取得の裁決をすることとし、起業者が、実際に土地を必要とするとき、または土地所有者等が希望するときに、あらかじめ、移転料等の損失の補償、土地、物件の明け渡しの期限等と内容とする明け渡し裁決を行なうこととしたものであります。

なお、補償金の支払い請求の制度を設けたことに伴い、事業認定において起業地を確定することとし、そのため必要となる土地細目の公告の手続は廃止することといたしました。その他これらの改正に伴い必要となつた事項について所要の改正を行なうとともに、経過規定及び関連法律の改正につきましまして、別に法律で定めることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

次に、ただ今議題となりました土地収用法の一部を改正する法律施行法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

政府は土地収用法の一部を改正する法律案を国会に提出したのでありますが、この改正法の施行期日及び必要な経過規定を定め、並びに関係法律の改正を行ふ必要があります。

まず、改正法は、公布の日から起算して八カ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしました。

次に、改正法の施行の際、すでに現行法による事業の認定を受けている事業については、土地細目の公告を終つたものは現行法の手続によることとし、その他のものは改正法による手続保留の事業の認定を受けたものとみなすこととしたしました。なお、事業の認定を申請中のものも、手続保留の事業の認定をすることとしたしました。

第三に、土地収用法を適用して収用または使用をする旨を定めた都市計画法案の各種事業法及び公共用地の取得に関する特別措置法、不動産登記法その他の関係法律について、必要な規定の整備を行なひました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(松忠二君) 次に、下水道整備緊急措置法案の説明を願ひます。西村建設大臣。

○国務大臣(西村英一君) ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境施設整備緊急措置法に基づき、昭和三十八年度を初年度とする下水道整備五カ年計画及び終末処理場整備五カ年計画を策定し、これによりその促進をはかつてまいつたのであります。

しかしながら、最近における人口及び産業の急激な都市への集中に伴う市街地の拡大及び都市環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには、下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらに促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうこととしたしていることに伴ひ、下水道の整備計画は、従来厚生大臣の所管でありました終末処理場をもあわせて建設大臣が一体的に策定することが必要となつてまいりました。

このような観点から、政府といたしましては、現行の下水道整備五カ年計画及び終末処理場整備五カ年計画を改定し、かつ、終末処理場の整備計画をもあわせて一体として、新たに昭和四十二年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を樹立することとするため、ここに下水道整備緊急措置法案を提出することとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

この法律案では、新たに昭和四十二年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定することとし、そのための手続として、建設大臣は、あらかじめ経済企画庁長官及び厚生大臣と所要の協議を行ない、昭和四十二年以降の五カ年間の実施目標と事業量とを定めた計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたしてあります。

なお、この下水道整備五カ年計画の円滑な実施を確保するため、政府は必要な措置を講ずるものとし、また地方公共団体も、この五カ年計画に即して下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうようつとめなければならない旨を規定いたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(松永忠二君) ただいま提案理由の説明を聴取いたしました法律案三件についての質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(松永忠二君) 次に、住宅融資保険法の

一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに説明を聴取いたしておりますが、その補足説明を聴取いたします。三橋住宅局長。

○政府委員(三橋信一君) 住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきまして、逐条説明を申し上げます。

この法律案におきまして、まず第二条の改正でございしますが、これは住宅融資保険制度を利用できます資金機関の範囲を拡大しようとするものでございまして、その範囲が現在、銀行、保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合に限られておりますものを、住宅融資の実績を勘案いたしまして、新たに農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫連合会並びに信用事業を行なひます農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を加えようとするものでございます。

第五条の改正でございしますが、これは、保険金の最高限度であり、かつ、保険料算定の基礎となりますが、保険金額すなわち保険に付することができず金額が貸付金の額の八割となつておりますものを、九割に引き上げようとするものでございします。

第八条の改正でございします。これは、貸付金の回収が不能となりましてときにございまして、回収未済額の八割を公庫が保険金として支払うことになつておりますものを、九割に引き上げようとするものでございします。

第九条の改正でございします。これは、保険事故発生後三カ月間は金融機関が保険金の支払いを請求することができないこととなつておりますものを一カ月短縮いたしまして、二カ月を経過いたしましたればその請求ができるということにしようとするものであります。

次に附則でございしますが、附則は三項からなつております。第一項は、この法律の施行の日を定めたものでございまして、昭和四十二年六月一日から施行する

ることといたしてあります。

第二項は、経過規定でございします。公庫は、保険料を一年分先き取りしておりますので、すでに保険料を受け取りました分につきましては、従前どおり、第五条及び第八条の改正前の規定を適用することといたしてあります。

第三項につきましては、この法律による改正後の第九条の規定は、昭和四十二年六月一日以後に発生した保険事故についての適用することとしております。しかしながら法適用の均衡を考慮いたしまして、昭和四十二年六月一日前に発生いたしました保険事故につきましては、昭和四十二年八月一日以後は、保険金の支払いを請求できることとしたしてあります。

以上がこの法律案の逐条説明でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いたたくようお願いいたします。

○委員長(松永忠二君) この際、おはかりいたします。

本案審査のため必要な場合には、住宅金融公庫の役員を参考人として随次出席を求めるとし、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(松永忠二君) 御異議ないと認めさよう決定いたします。

これより質疑を行なひます。本法案に対し質疑のある方は、順次御発言願ひます。なお、政府側から西村建設大臣、澁谷建設政務次官、三橋住宅局長、また参考人として住宅金融公庫から師岡総裁が出席いたしております。

○田中一君 最初にいままでの実績を一覧表で説明してほしいと思つたので。

○政府委員(三橋信一君) 住宅融資保険の付保状況——保険に付しました状況及び事故の発生状況につきまして実績を御説明申し上げます。

まず、保険に付しました付保の状況でございますが、これは昭和四十二年の一月末までの累計でございます。まず保険関係の成立件数は一万十八

件でございます。この保険価額は百十四億四千五百五十三万一千円でございまして、これに對しまして住宅建設戸数は二万八千九百九十九戸でございまして、それから取得造成宅地は八十八万五千三百六十六平米、坪数に直しますと二十六万七千八百二十三坪でございまして、保険関係が継続中の件数は三千五百件でございまして、この保険価額は六十億三千八百九十九万六千円でございまして、

その次に、保険事故の発生状況でございますが、これも四十二年一月末の累計でございますが、事故発生件数は千五百八十八件でございまして、保険関係の成立いたしました件数の一〇・五八%になっております。この保険価額は六億五千二百九十九万二千円でございまして、金額の合計に對しまして五・七%に当たっております。この保険金の支払い件数は五十四件でございまして、〇・五四%でございまして、そしてこの保険金支払い金額は五千四百三十二万二千円でございまして、成立いたしました金額の累計の〇・四七%になっております。なお、保険金の支払い後に回収いたしました額といたしましては、元金におきまして二千八百八十五万三千円、支払い額の五三・三%、またその利息といたしましては七百三十三万三千円ということになっております。

以上が実績でございます。

○田中一君 現在は、対象となる金融機関というものは、それはどこになつておりますか。これは全部法律でも一つ一つきめておるのですね。

○政府委員(三橋信一君) 範囲につきましては法律できめてございまして、個々の金融機関はきめてございませぬ。

○田中一君 おおむねどういう範囲の金融機関ですか。

○政府委員(三橋信一君) これは法律にもございまして、銀行、保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合、これに従来は限られておりました。

○田中一君 今回の改正で、法律で定められてい

る金融機関は全部がこれに入るといふようになるわけですか。

○政府委員(三橋信一君) 現在金融機関として法律上取り扱われておりますもの、これの全部は入りませぬ。入りませぬものは労働金庫の連合会、それから信用協同組合の連合会及び塩業組合、これは今回の法律でも入らないことになつております。

○田中一君 その理由は。

○政府委員(三橋信一君) 労働金庫の連合会、それから信用協同組合の連合会、これは、それに属してあります会員である労働金庫なりあるいは信用協同組合に對しまして貸し付けをしておるもの、でございます。ところが、この労働金庫なり信用協同組合は、この法律のねらつております建築物を建てるための融資あるいは宅地を造成するをいうようなことを業務といたしております。いわばこれ自体が金融機関でございまして、したがうばいまして、連合会が今後これらの金融機関であるものに對してさらに金を貸すということ、これはこの法律の趣旨に合わないのではなからうかというものが、まず第一点でございまして、それからもう一つ、塩業組合につきましては、住宅の貸し付けの実績が不明でございまして、したがうばいましては、積極的でないというふうに考えまして除外したものでございまして、

○田中一君 そうすると、残されてる問題としては、事故の発生というのはどういう件数のものがあるのですか、その内容ですが。

○参考人(師岡健四郎君) この法律で保険事故と申しておりますのは、弁済期における回収未収をいっているわけですが、つまり、回収不能ではなくて、その弁済期に債務者が払えなかつた、その弁済期の到来のときに公庫がかわつて金融機関に払つてあげますという目的のものでございまして、そういう保険事故が在来、先ほど住宅局長から御説明ございましたように千五百八十八件ある、こういう状態でございます。

○田中一君 私は住宅金融公庫のあり方が、当委員会ではしばしば申し上げたこともあつたと思うのですが、完全に回収するんだという考え方は、住宅金融公庫法の精神じゃないんじやないかという気がするんですが、この機会にこれは建設大臣に伺つておきたいのですが、住宅全般についての質問をこれからやりますけれども、きょうはあなただけは、市の中銀行から金借りられない者、それから自分で金を持つていない者、したがって裏返せば一般金融上の信用度が非常にない者あるいは薄いという者を対象に貸し付けるといふのが、住宅金融公庫の目的なんです。むしろこれは一つの企業でありますから、回収ができなければ困るでしょう。それは全部がそうなつた場合には、これはもう住宅金融公庫でなくて、これは別の法律でもつてつくるべき社会政策的なものと思ふけれども、ないと思う。ところが、そんなに回収することがきびしいという、いま総裁が言つておられるように、期限が来てそれがすぐ返せない、おかれておられる場合にはそれを払えということになるので、住宅金融公庫はしよせん住宅金融業者だと言つては語弊があるけれども、団体ですね、だから少しくらい未回収があつても総裁は誇りに思ふなければならぬ。そうしてどういふ払えない人、どういふ払えない未亡人、それからいままでつぱに高給を取つておつたのが交通事故で廃人になつてしまつてどういふ払えない、こういう人に対しては公庫としては未回収のものとして欠損処分にするというところの精神で、住宅金融公庫はそういう精神で発足しているはずで、建設大臣、住宅金融公庫法第一条の目的をはつきり頭にお入れになつておられるかどうか、これをひとつ伺つておきます。

○委員長(松永忠二君) 速記をとめて。

○委員長(松永忠二君) 速記をつけて。

○委員長(松永忠二君) 速記をつけて。

○田中一君 師岡君、どのくらい開設以来欠損があつたか、またその欠損処分として落とした件数があつたのか、それと現状の回収率はどういふうになつておられるか。

○参考人(師岡健四郎君) 四十一年度末におきまして百六十六件で千六百九十二万円となつております。

○田中一君 これらの方々の、これは欠損処分した額ですか、それともまだ再検討して帳簿上は残つておられるのだというのですか。

○参考人(師岡健四郎君) これは滞り債引き当てをした額です。欠損処分した額です。

○田中一君 この内容はどうなつておられるのですか。

○参考人(師岡健四郎君) 大部分は個人関係でございます。

○田中一君 大部分は個人関係といつても、個人関係が主なはずですから、団体とか会社とか法人関係とかあるのですか、それは心配ないんですね。個人の内容、個人はどういう人たちか。

○参考人(師岡健四郎君) 個人の一人一人はちよつと資料を調べないとわかりませんが、やはり失業したとか、あるいは病気で夫が死んだとか、いろいろな場合があるかと思ひます。

對抗できる人は、それは市中には市中銀行というものがあるわけでございまして、それをあえて政府がこういうような金融機関をつくつて、またその一方には保険もかけてやらせようという精神があるのは、やはり何とかして金の困つておられる方でも有利な方法によつて住宅の資金を調達してやろうというこの心持ちでございまして、またそれから、これはやはり金融機関でありますから、ある程度の金融にマッチした貸し付け、これは守つていかなければならないと思ひますが、精神はまさにあなたがいまおっしゃるような精神でいくべきだと私は考へております。

○委員長(松永忠二君) 速記をとめて。

○委員長(松永忠二君) 速記をつけて。

○田中一君 師岡君、どのくらい開設以来欠損があつたか、またその欠損処分として落とした件数があつたのか、それと現状の回収率はどういふうになつておられるか。

○参考人(師岡健四郎君) 四十一年度末におきまして百六十六件で千六百九十二万円となつております。

○田中一君 これらの方々の、これは欠損処分した額ですか、それともまだ再検討して帳簿上は残つておられるのだというのですか。

○参考人(師岡健四郎君) これは滞り債引き当てをした額です。欠損処分した額です。

○田中一君 この内容はどうなつておられるのですか。

○参考人(師岡健四郎君) 大部分は個人関係でございます。

○田中一君 大部分は個人関係といつても、個人関係が主なはずですから、団体とか会社とか法人関係とかあるのですか、それは心配ないんですね。個人の内容、個人はどういう人たちか。

○参考人(師岡健四郎君) 個人の一人一人はちよつと資料を調べないとわかりませんが、やはり失業したとか、あるいは病気で夫が死んだとか、いろいろな場合があるかと思ひます。

○田中一君 これは住宅金融公庫が誇つていいことなんですから、やはりそれは分析して資料として出してください。

私は、住宅金融公庫は——税金だって欠損処分ができるんだから、だからこういうのがたくさん出てくるのが、總裁のいわゆる庶民に対する住宅金融の一つの面だと思う。これは一つの面ですよ。全部やったんではあなた首になつてしまふからそうはできないと思いますが、一つの面だと思ふ。こういう問題はひとつ十分に内容を掘り下げ、て、知らしてほしいと思うんです。

○参考人(師岡健四郎君) 公庫の融資のあり方についていろいろとお教えいただきたいとおるわけでございますが、やはり法律にもありますように、普通の金融機関では融資することが困難なものを融資するというのがいわれておるわけでございます。これはどういうことかとというと、大体において長期、低利の金を普通の金融機関では貸さないうえ、あるいは短期、高利の金が住宅建設等には必要なんだ。そこで、まあ政府機関をつくってそういう金をお貸ししておるわけでございます。これはやはり先生のおっしゃるとおり、金融機関でございますから、補助金等と違ひまして、返す金であるということが前提でお貸ししておるんだと思います。やり切つてしまふといううなたてまえでお貸ししているのではないと私は理解しておるわけでございます。しかし、お話しのように非常な場合に困つた方が出た場合、それをまあ普通の高利貸のように取り立てるといふようなことは、これは公庫といえどもいたしておりません。そういう場合は、やはり保証人等もございまして、新陳場合には、やはりお手伝い願つて、そしてできるだけまあ返済に努力していただく。しかしそうしてもなおかつどうしても戻らぬ場合には、これは先ほど申しました滞償償却引当金によりまして欠損処分している、こういうような運用をいたしておるわけでございます。根本といたしましては、どんどんどんどん返済が不可能ということになりますかと、これはどうもやはり金を借りたあととはなかなか

か返しにくいというのは、だれも同じことなんでして、それをゆるめたら、全部——全部でもないけれど、少しは、大半がいつてしまふ。そうすると、やはり国家の大切な資金をせつかくの本来の目的に再度また投資する、あるいはこの制度自体がスボイルされるということになろうかと思ひまするので、この辺は在来の慎重なる貸し付けの態度で、またそれに対する償還の態度で今後も臨んでいきたいと思ひます。

○田中一君　今度は面を憂えて質問します。なぜこういう欠損処分を出すような事態を起こしたのですか。それで、これは内容は、少なくとも建ち上がった建物は担保にとつておるはずで、その敷地が自分の敷地であらうとも借地であらうとも――まあ最近では借地じゃ賃さないが、自分の土地の場合にはこれをすら担保にとつておるはずですね。土地を担保にとつておるはずだと思ふ。とつてないなら「とつてない」と言つてくださる

い。で、欠損処分というものは、その担保にとつてある建物がなくなつてしまつた現状で欠損処分になつてゐるのか。現存してゐるけれども、これを未回収としてこれを帳簿から欠損処分として処理したのか。そういう点を明らかにしてほしいと思ふ。何も初めに非常にこういう額が多いのは趣旨に沿つてゐるのだという面もあると思う。しかし、それはきびしく私がこれから内容を検討して、たとえば担保になつておる建物を立ちのきを請求したことがあるのかないのか、實際住宅金融公庫の業務上の貸し付けの姿勢というものが、これは明らかに解明されなければ困ると思うんです。

○参考人(師岡健四郎君) この一人一人の問題になりますと、いろいろケースがございますが、やはり第一段には、先ほど申し上げましたように、まず本人が払う、本人が払えない状態になれば、これは保証人がその次にする。しかし保証人もずうは全部払えないという状態になってきます。すると、個々に抵当権の設定されておる融資物件について抵当権を実行するなり何なりして債権の取り

立てをする、それでなおかつ取れないときにはもうこの辺でおしまいにしまして打ち切る。つまり欠損処分にする。こういうたてまえになつております。先ほど申し上げましたそういう事態を発生する場合、病氣とか、夫の死亡とか、世帯主の死亡とか、本人の死亡とかというような場合に対応しまして、実は生命保険制度というようなものも、まあ検討してみたことがございますが、まだ実現しておりません。そういう氣の毒な事由によつて債権が返せないというような状態に對しまして、やはり実は現存しておる融資物件のほかに、生命保険による担保というようなことも検討したことがございますが、まだ実現しておらぬような状態であります。

○田中一君　そういう延滞されておる実情から見
て、ケース・バイ・ケースでいろいろなものに対
して金利をまけるとか何とかいう措置はとってお
るのですか。

○参考人(師岡健四郎君) お話のとおり、いろいろケースによりまして、たとえば特に災害等の場合には、この貸し付け条件の緩和、つまり利率の引き下げとか、あるいは期間の延長とか、そういうこともいたしまして、また災害にあらざる場合

にも、必要によつてはそういうことをいたしますが、これは比較的少ないです。

○田中一君 保証人から回収した事例はどのくらいあります。たしか保証人は二名だったかな。

○参考人(飯岡健四郎君) ちよつと資料がござい
ませんし、ちよつとつかみかねるかと思ひます。

しなればならぬと思うのです、回収について
は、保証人が二人でしたね、そういう保証人に対

する請求は、事務的にはどういふ制度になつてゐるのですか。これは貸し付けのほうでわかるはず

だがな。

○委員長（松永忠二君）　ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（松永忠二君）速記つけて。

○参考人(師岡健四郎君) 足りないところはまた

部長等から御説明申し上げますが、一応連帯保証人になっておりますので、法律上のたてまえはどちらへかかっていってもいいわけでございます。

ただ事の性質上、本人にまずやって、それから保証人にかかる。この場合に、やはり保証人になっていただいております方は、親戚の方とか、おじさんとか、あるいは親友であるとか、あるいはつとめ先の上司であるとか、親しい仲間であるとかという方がなつて出ているわけありますから、やはり保証人までいきますと、そこへ迷惑をかけてはだめだというわけで、またひとつ奮気一番いろいろやりくり算段して債務を履行するというような状態でありまして、大体私どもの聞いている範囲では、保証人から実際に取り立てるより、保証人はむしろ無形的な援助といえますか、そういうものが期待される。法律的にはどつちから取つてもいいわけでありますが、そういうような状態になつておるといふように聞いております。

○田中一君 それなら保証人は一人だっているじゃないですか。何も二人にする必要はない。

○参考人(師岡健四郎君) 現在は一人にしており
ます。

○田中一君 融資の問題については、さっき言う
ておるように二面から調べなければならぬと思う

のですが、実態というものを、非常におもしろいと言っちゃどうかと思うのですけれども、参考に

なるので、ほんとうに分析して調べてもらわんと、あなたのほうにそういう部屋があるでしよ、間王さま、お町さま。寒態を小づつ周さ

う、調査室とか何とかという、実態をひとつ調へてほしいんです。ひとつ資料を出してほしいんです。

○参考人（師岡健四郎君） 火災保険は、保険会社と特約保険を結びまして、それに必ず入っていた

だく。その保険請求権に対しまして質権を設定するというやり方をしておるわけでございます。

○田中一君　それができない者には、最後的には、融資はしないということですね。

○参考人(師岡健四郎君) 融資しますと必ず火災保険つけることになっております。どっちみち自

分の財産を保全するために、大体において保険つけられるわけでしょうし、まあうちの特約保険によりまして、一般料率よりも大体三割ぐらい安い保険になっておりますから、これは全部強制して差しつかえないものと考えております。

○田中一君 金額にしてどのぐらいの保険契約になっておりますか、火災保険の契約は。

○参考人(服部武君) 四十一年の十月から四十二年の二月まで、十七年契約と申しまして、その現在における契約高は、件数は九十四万五千八百七件でございます、金額にいたしまして八千九百十六億ほどでございます。

○田中一君 料率は幾らですか。

○参考人(服部武君) 保険料でございますか。

○田中一君 一般火災保険よりも三割安いというんですね。それは間違いないですね。それと料率が三〇%引きなら、三〇%引きでもってあとは金額どのぐらいいなっておりますか。

○参考人(服部武君) 保険料は、平均一円六十一銭七厘ぐらいいなっております。三割ぐらい安いことはそのとおりでございます。

○田中一君 総額は。

○参考人(服部武君) 保険料総額は、現在、四十一年の十月から四十二年二月までで九億四百二十七万でございます。

○田中一君 その火災事故はどのぐらいいあります、いままで。いまの四十一年十月から四十二年二月までの分だけでもいいから。

○参考人(服部武君) 現在まで、四十一年の十月から四十二年の二月までの保険金を支払いましたのは、一億三千九十八万六千円でございます。

○田中一君 事故件数は。

○参考人(服部武君) ただいまは五百の三十三件でございます。

○田中一君 まあこれはたいした料率でもないから、かつて公営住宅に対して公営住宅共済会制度を設けた、これは任意団体でございましたね、やつておるけれども、このほうはどのぐらいいあります、住宅局長。戸数を金額。

○説明員(角田正経君) ただいまちよつと手持ちがございませんで的確な数字はございませせんが、昨年、四十一年で十件程度、十戸程度だったと記憶しております。

○田中一君 公営住宅のほうに対する事故はですか。

○説明員(角田正経君) 火災の事故がございましたが十戸程度かと記憶しております。

○田中一君 総額どのぐらいいなっておりますか。今度はあそこでも大きなビルをつくつたり何かしてあるのだからね。相当金がかつておるだろうと思ふのだよ。そういうことは、これは還元しなきゃいかぬと思う、ビル建てるよりも。どのぐらいいなっております。

○説明員(角田正経君) 事故の金額もいま的確に承知しておりますので、調査いたしまして御報告をいたします。

○田中一君 住宅局長、共済会でビルつくつているの知つて。

○政府委員(三橋信一君) 存じております。

○田中一君 それどのぐらいの規模でどのぐらいの金額になつておるか、どういうぐらいいに運営するの、ひとつ知らしてほしいと思います。

○政府委員(三橋信一君) ただいまちよつと手持ちの資料がございませんで、これも恐縮でございますけれども、取り調べまして御報告いたします。

○田中一君 政務次官に伺いますがね。まあこうして住宅金融公庫は比較的よい仕事をやっていらっしゃると思いますが、いまの公営住宅共済会がですね、共済組合会ですか、任意団体ですね、これは。これは相当な保険料金を持つていると思ふのです。おそらく何百万という戸数にのぼつていてるのじゃないかと思うのですが、百万以上になつていてるのじゃないかと思うのですが、その中で事故が十件程度のものだ。料率は幾らくらいか知らぬけれども、これは料率も出していただきたい。それが今度はその金でビルをつくつていてるのです。私はこういう性質のものね、やつぱり還元す

べきであると思うのですよ。自分のビルをつくるよりも、それを還元して、やはり公営住宅を少し余分につくるといふことのほうがいいんじゃないか。ましてや、政府の公営住宅に対する補助額というものが世間並みでないわけなんですね。大体五割程度しか貸してないですよ。建設費というものの額はですよ。一般社会における建設費から見ると、五割以上やはり低いところに押えて、それに対する補助率をきめておるわけなんですから、一方事故がなかつたといつて喜んでいい。保険料がそれほど何億以上でしようと思ふのですよ。相当の敷だと思ふのです。そうすると、共済会あたりが共済会住宅的なものを、公営住宅に準じた賃貸住宅でもつくつて、そうして国民に提供をするならいざ知らず、まあ時流に乗つたてビル建築をするなどということは、私はこれは根本的な住宅政策としての態度じゃなかつたと思ふのです。住宅金融公庫のこの火災保険の問題も、十年以上前に一ぺんこれと同じような形の共済会的のものをつくろうかという案も出たことが、これは前岡さんが住宅局長時代にあったと思ふ。これは保険会社も相当抵抗強くて、料率をふやしてこれは立ち消えになつておりますけれども、公営住宅の場合には、これは公共建築物に対する保険、民間保険との契約ができないというところだつたですね、これは。で、そういう経過を踏んでおると思うのですが、これはこの事態に対して、どういふ見方をしておりますか。

○政府委員(澁谷直蔵君) まことに恐縮でございますが、ただいま先生の御指摘になつた問題、私、実は初めてここで承つたわけでございますから、詳細なその事情についてはもちろん承知をいたしております。ただ、ただいまお話がございましてした点を伺いました私の感想をいたしましては、公営住宅という、そういう非常に特殊な性格をもつた住宅、それに対する任意団体としての共済会という会の性格からいまして、保険の結果相当の収益が上がつておるといふことであります

れば、当然その収益の大部分というものは、保険契約者に優先的に還元すべきだといふふうに私は考えます。いずれにいたしまして、内容、実態、詳細に承知いたしておりましたので、至急ひとつ勉強いたしまして、適切な指導をいたしたいと考える次第でございます。

○田中一君 住宅局長、あなた知つていられるなら知つていられる範囲の説明をしてください、その問題について。

○説明員(角田正経君) ただいま的確な資料がございませんが、御説明いたしますと、ビル建設は現実にはやつております。それで、それにつきましては、保険料として預託を受けておりますものによつて、余剰金の運用によりましてビルを建設いたしました。金額ちよつと的確でございますが、約二億そこそこかと思ふのでございますが、それを建てまして、どういたしますかといふと、それによりまして、現在いろいろ住宅関係の公益法人がございまして、その法人にできるだけ安くお貸しして、一カ所に集まつて住宅関係のいろいろ機関の便宜をはかるといふふうな趣旨を基本に運営をしたいといふふうに考えておると聞いております。

なお、先生のおっしゃいました還元につきましては、その資金運用の中で金額もちよつといま正確でございますが、相当額を団地の遊園施設、その他いろいろの施設に還元をいたしまして、補助金的なもの、金額わずかでございまして、そういうふうなものをしております。将来も、こういうふうなものを大幅に伸ばしていきたいといふふうなことで運用しております。

○田中一君 この会の性格はたしか任意団体でしかな、あるいは法人格を持つていたししたか。

○説明員(角田正経君) 法人格をもつております任意団体でございます。

○田中一君 現行法の何になつておりますか。

○説明員(角田正経君) 民法の規定と、それから保険事業につきましては、地方自治法に根拠を置

いております。

○田中一君 今度つくっているビルは相当数、住宅なども併設して庶民に対して利用させるような計画だろーと思ひますが、それが公営住宅の居住者から、居住者というか、公営住宅に住んでいるものの家賃と同じことなんですか、保険料もその家賃の中に算定されると思ひますが、それはどのくらいになっておりますか、比率は。住宅も併設しているであろうと思ひますが、非常に良心的な運営を指導している三橋君だから、そうなっているのだらうと思ひますが。

○政府委員(三橋信一君) 住宅は併設しておりません。おりませんが、ただいま総務課長から御説明申し上げましたように団地とか、そういうようなところの遊園施設とか、そういうようなものに還元していきたいという趣旨が、運用によって生じたものによつてやりたいということでございます。住宅を併設することは聞いております。

○田中一君 この団体は建設大臣が、何か監督するような権限は根拠があるんですか。

○説明員(角田正経君) 基本的な根拠は民法法人でございますから、民法に基づいて一般的な監督権は建設大臣にございます。

○田中一君 それではでき上がつてから十五年ぐらいたちますね、もう、十五年間の実績を資料として出してもらいたいと思ひます。そうして、いまの公営住宅のこの団地へ、そうした何というか、施設を設けているのだと思ひますけれども、それがどこにどういふものを持っておるかということも、ひとつ出していただきたい。

○政府委員(三橋信一君) 提出いたします。

○田中一君 これは、この法律の審議から飛び火したような感じになりますけれども、これは一貫した建設大臣並びにあなた方に、住宅行政のあり方について全面的に調査をしたいという気持ちでいるのです。どうも、最近安易に流れている点があるのではなからうかと思ひます。大体貸しビルがたくさん遊んでおります。自分でそういうものを

はまとめようとするならばたくさん遊んでおります、貸しビルは。だから、そういうところにこそ入れればいいのであって、自分からそういうものを持つてなつていくことは、これはもう住宅行政の一つの関連事業として見た場合には、そりやそういうことをすべきものじゃないと思ひます。たとえば先日のこの委員会が質問したことがありますが、東京都が国家資金を使つて貸しビルを建てるなんていうことの愚かさと同じです。そういうことがあつたらぬと思ひます。それから、そういう点はひとつ政務次官、この点大臣とよく御相談になつて、そうして、できたものはやむを得ませんけれども、やむを得ないじゃない、今後の問題をひとつ十分に検討してほしいと思ひます。いま聞く建設大臣も全面的な監督権、指導権というものがあつたらしく、ぼくはどうもないように思ひのだけれども、あるらしく言つておりますから、それならばなおさらやつてほしいと思ひます。

○政府委員(進谷直蔵君) 監督権といつたしましては、民法の公益法人になつていくようでございます。それから、民法に基づく監督権は当然建設大臣が持つておるわけでございますが、いづれにいたしましても非常に大事な、しかも特殊な性格を持つております公営住宅を対象としておる特殊な会でございますから、やはり政府といたしまして、その姿勢を正させる責任はあると思ひます。ございまして、大臣とも相談をいたしまして、できるだけひとつ先生のたぐいまお話しになつておるような方向に向かつて運営させるように極力努力をいたすつもりでございます。

○政府委員(三橋信一君) ただいま政務次官からお答えがありましたように、私もこの監督には意を尽くしてまいりたいと思ひます。ただ、先ほど民法上の監督権があると申し上げましたが、この民法上の法人に対しまして監督権は、私の承知しております限りにおきましては、その業務によりまして、それぞれ監督権が、監督する場所が違ふはでございます。ただ公営住宅というものを

扱つておるという関係上、建設大臣が、いわば大株主と申しますか、そういうような関係で相当な一般監督権を持つておるのは事実でございます。

○田中一君 公営住宅、団地等にそうした施設の寄附をしていくのですか。それを自分で設置して経営をしていくのですか、どういふふうになつていくのですか。

○説明員(角田正経君) 御希望に應じまして寄附しているわけでございます。

○田中一君 定款上その寄附ができるようになつておるのですか。

○説明員(角田正経君) なつておると承知いたしております。

○田中一君 その定款、その他業績報告もひとつしていただきたいと思ひます。現在、歴代のこの共済会の幹部諸君というものは、あなた方の先輩が大部分なつておる。したがつて、私もよく承知しておりますから、ここであつたことを言つて責めるわけじゃないのです。ただ姿勢の問題としては、貸しビルを建てるなんてことは、これはあり得ないものだと思うのです。だから、総務課長がおそらくこれに参画されて相談にあつたつておるのだと思ひけれども、いつて人を責めるつもりはありません。ありませんが、その点はひとつ、これに類した関連の事業もあるわけでありまして、私は、きょう住宅公団が来ていれば、住宅公団のサービス会社なんかもどういふふうな運営しているか聞いてみたいと思つたのですけれども、一番の問題になつておるのは、このいまの保険法と関連するのです。公営住宅の火災保険というやつは扱つていくことになるのです。仕事として火災保険だけでしよう。ほかに何かやつておりますか、事業としては。

○説明員(角田正経君) 仕事としては先生御指摘のとおり火災保険でございます。先生の御指摘のとおり、私ももちろん関係いたしております。ただ、ここで補足して説明をさせていただきますと、私がタッチいたします前からは計画がございまして、なぞ計画が出ましたかと申しますと、現在、古いビルがございまして、これが地盤沈下のためにすでに斜めになりまして傾きかけております。それは土地も自分のものでございまして、建物も自分のものでございまして、いづれ建てかえなければいけないというふうな計画がございまして、それを補修するか建てかえるかというふうなことで、いろいろ検討いたしました結果、やはり計算上建てかえたほうがよからうというふうなことで始まつたというふうな、動機はそういうことにあるように承知しております。

○田中一君 社団法人日本住宅協会なんかもそこに入れるのだらうですけれども、千何百万円という権利金を出せということになつておるそうです。役員が総会を開きましてそれを承知したそうです。しかし火災保険のいわゆる準備金としての原資を豊かにするためにこうするのだというなら、これも一応見方はあるはずで、原資を豊かにするのだというのなら見方はあるはずで、それからこの共済会は再保険はしておらないのですか。全然再保険をしないで共済会だけがすべての一保険会社の立場でいるのですか。内容はどうか。

○説明員(角田正経君) 再保険はしておりません。それから先生御指摘の住宅協会など入ります場合、実は私も似たしたしましてはできるだけ敷金その他は少なくして負担のかからないようにというふうな指導しておるつもりでございます。が、なお内容等につきましてはよく相談いたしました、非常にたいへん負担のかからないような措置はとりたいたいと思ひます。

○田中一君 再保険してなければなおさら危険なわけですよ。団地等があつて、まあ団地は鉄筋で大体やつておるから、そう大きな火災はないと思

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十五分散会

土地収用法の一部を改正する法律案
土地収用法の一部を改正する法律
土地収用法昭和二十六年法律第二百十九号)の
一部を次のように改正する。

「第一節
第二節
土地細目の公告及び協
収用委員会の裁決（第四

作成(第三十五条―第三十八条)
続の開始(第三十九条―第四十六条)
の支払請求(第四十六条の二―第四十六条の四)
(第四十七条―第五十条)

ただし、第二十六条第一項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

第八条に次の二項を加える。

4 この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

5 前項の規定は、鮎業権、漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み替えるものとする。

第一章第十條の次に次の一條を加える。

(取得した土地の管理)

第十条の二 起業者は、第二十六条第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように適正な管理を行なわなければならない。

2 起業者は、前項の規定する土地を、同項に規

定する事業の用以外の用に供する工作物その他の施設の用に供するために利用し、又は利

物件細目又は土石砂れきの細目の公告の申請」を「第二十六条第一項第百三十八条第一項において準用する場合を含む。」の規定による事業の認定の

第十五条の四中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告」を「第二十六条第一項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示」に改める。

「第三章 事業の認定」を「第三章 事業の認定
第一節 事業の認定」に改める。

第十六条中「この章」を「この節」に改める。

第十八条第一項第三号を次のように改める。

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

第十八条に次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならぬ。

第二十六条第一項中「及び起業地」を、「起業地及び第二十六条の二の規定による図面の縦覧場

所に改め、同条の次に次の一条を加える。
〔起業地を表示する図面の長期縦覧〕
第二十六条の二、建設大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、直ちに、起業地が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十四条第一項の規定により送付を受けた起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は第三十条の二において準用する第三十条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける日まで公衆の従覧に供しなげばならぬ。

3 第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町

第二十八條の次に次の二条を加える。
 (補償等) について周知させるための措置
 第二十八條の二 起業者は、第二十六條第一項の

規定による事業の認定の告示があつたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他の建設省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(土地の保全)

第二十八条の三 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような

形質の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

第二十九条中「三年以内に第三十一条の規定による土地細目の公告」を「一年以内に第三十九条第

一項の規定による取用又は使用の裁決」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年以内に第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがないときも、前項と同様とする。この場合において、

既にされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第三十条第一項後段を次のように改める。

この場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

第三十条第二項中「告示する」を「告示し、かつ、起業地が所在する市町村の長に通知する」に改め、

同条第三項中「告示」の下に、「通知を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(土地等の取得の完了)

第三十條の二 前条第一項前段、第二項及び第三項の規定は、起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した場合に準用する。ただし、同条第二項及び第三項の規定による告示及び報告は、することを要しない。

「第四章 収用又は使用の手続を削り、「第一節 土地細目の公告及び協議」を「第二節 収用又は使用の手続の保留」に改める。

第三十一條から第三十四條までを次のように改める。

(手続の保留)

第三十一條 起業者は、起業地の全部又は一部について、事業の認定後の収用又は使用の手続を保留することができる。

(手続の保留の申立書)

第三十二條 起業者は、前条の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、建設省令で定める様式に従ひ、事業の認定の申請と同時に、その旨及び手続を保留する起業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第十八條第二項第二号に掲げる起業地を表示する図面に手続を保留する起業地の範囲を表示しなければならない。

2 第十八條第四項の規定は、前項の規定による起業地の範囲の表示について、第十九條第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十二條第一項」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「申立書及び図面」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第二項中「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と読み替へるものとする。

(手続の保留の告示)

第三十三條 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の申立てがあつたときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示の際、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される起業地の範囲を告示しなければならない。

(手続開始の申立)

第三十四條 起業者は、収用又は使用の手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内に、都道府県知事に、収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てなければならない。

一項の規定による事業の認定の告示の際、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される起業地の範囲を告示しなければならない。

(手続開始の申立)

第三十四條 起業者は、収用又は使用の手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内に、都道府県知事に、収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てなければならない。

第三十四條の次に次の五条並びに章名及び節名を加える。

(手続開始の申立書)

第三十四條の二 起業者は、前条の規定による申立てをしようとするときは、建設省令で定める様式に従ひ、第二十六條第一項及び第三十三條の規定によつて告示された事項並びに収用又は使用の手続を開始しようとする土地を記載した申立書に、当該土地を表示する図面を添附して、これを当該土地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 第十八條第四項の規定は、前項の規定による土地の表示について、第十九條第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十四條の二第一項」と、「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と、「同条」とあるのは「同項」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書」とあるのは「都道府県知事は、申立書」と読み替へるものとする。

(手続開始の告示)

第三十四條の三 都道府県知事は、第三十四條の規定による申立てがあつたときは、遅滞なく、収用又は使用の手続が開始される旨及び第三十四條の四の規定による図面の縦覧場所を、都道府

府県知事が定める方法で告示しなければならない。

(図面の縦覧)

第三十四條の四 都道府県知事は、第三十四條の規定による申立てがあつたときは、直ちに、当該土地が所在する市町村の長に対して、第三十四條の二第一項の図面を送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の図面を受け取つたときは、直ちに、これを第二十六條の二第二項の図面とあわせて公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二十四條第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の図面を受け取つた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわな

い場合に準用する。

(手続開始の告示の効果)

第三十四條の五 収用又は使用の手続を保留した土地については、第三十四條の三の規定による手続開始の告示があつた時を第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた時とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、この章(第二十八條の二及び第二十九條第一項を除く)、第九十二條第一項、第百條第二項、第百六條第一項、第百六條第一項及び第百三

十條第一項の規定については、この限りでない。

(事業の認定の失効)

第三十四條の六 起業者が、収用又は使用の手続を保留した土地について、第三十四條の期間内に同条の規定による申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

第四章 収用又は使用の手続

第一節 調査書の作成

第三十五條第一項及び第三十六條第一項中「第三十三條の規定による土地細目の公告」を「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示」に改める。

第三十八條の次に次の節名を加える。

第二節 裁決手続の開始

第三十九條を次のように改める。

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九條 起業者は、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2 土地所有者又は土地に關して権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く)は、自己の権利に關する土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残地となるべき部分を除き、分割して請求することができない。

3 前項の規定による請求の手続に關して必要な事項は、建設省令で定める。

第四十條及び第四十一條を削る。

「第二節 収用委員会の裁決」を削る。

第四十二條第一項第二号ロ中「並びにその土地にある物件の種類及び数量」、「又は物件」及び「物件の数量等」を削り、同号ニ中「関係人」を「土地に關して権利を有する関係人」に改め、同号ホ中「損失補償」を「土地又は土地に關する所有権以外の権利に対する損失補償」に改め、同号ヘ中「収用又は使用の」を「権利を取得し、又は消滅させる」に改め、同項第三号中「及び物件調査又はこれらの」を「又はその」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条を第四十條とする。

2 前項第二号ニ掲げる事項に關して起業者が過失がなく知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添附書類に記載することを要しない。

第四十三條中「第四十二條」を「第四十條」に改め、同条を第四十一條とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項を」第四十条第一項に改め、同条第二項中「第四十二条第一項第二号イ」を「第四十条第一項第二号イ」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第二項中「差押、仮差押又は」を削り、同条を第四十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

(裁決の申請の特例)

第四十四条 第三十六条の規定による土地調書の作成前に第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登録簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添附することを要しない。

2 起業者は、前項の規定により添附書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六条の規定による土地調書の作成後、すみやかに、建設省令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による添附書類中省略された部分を補充しなければならない。この場合においては、その補充があつたときに、同条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を収用委員会が受理したものとみなして、前二条の規定を適用する。

(裁決申請があつた旨の公告等)

第四十五条 前条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除く外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定

は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

(裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託)

第四十五条の二 収用委員会は、第四十四条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより裁決手続開始の決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用の裁決手続の開始の登記(以下単に「裁決手続開始の登記」という。)を嘱託しなければならない。

(裁決手続開始の登記の効果)

第四十五条の三 裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは買戻しの特約の登記をし、又は当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分若しくは買戻権又は当該処分を起業者に対抗することができない。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記前に登記された買戻権の行使又は当該裁決手続開始の登記前にされた差押え若しくは仮差押えの執行に係る国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分(その例による滞納処分を含むものとし、以下単に「滞納処分」という。)強制執行若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売により権利を取得した者の当該権利の承継については、この限りでない。

2 裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押え

の執行、譲渡又は質権の設定をすることができない。裁決手続開始の登記後においても、その登記に係る権利で、その登記前に差押え又は仮差押えの執行がされているもの(質権、抵当権その他の権利で、当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべきものを含む。)に対する損失の補償を請求する権利につき、同様とする。

第四十六条第一項中「第四十四条第二項を」第四十二条第二項に改め、同条第二項中「第四十二条第一項を」第四十条第一項に、「前条を」第四十三条又は第八十七条ただし書に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 補償金の支払請求

(補償金の支払請求)

第四十六条の三 土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く)は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金(第七十六条第三項の規定によるものを除く)の支払を請求することができる。第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2 前項の規定による補償金の支払の請求は、第三十九条第二項の規定による請求とあわせてしなければならない。ただし、既に、起業者が同条第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3 裁決手続開始の登記前から差押え又は仮差押えの執行がされている権利(当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべき権利を含む)については、第一項の規定による補償金の

支払の請求は、することができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

(残地収用等に係る補償金の支払請求)

第四十六条の三 第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による収用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七条の規定によりその収用の請求に必要な手続をした場合に限つてすることができる。

(見積りによる補償金の支払)

第四十六条の四 起業者は、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、建設省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならない。ただし、裁決手続開始の登記がされていなく、その登記がされた日から一週間以内に支払えば足りる。

2 第九十五条第二項(第三号を除く)及び第四項後段、第九十九条第一項及び第三項並びに第一百四十四条の規定は、前項の規定によつて支払うべき補償金について準用する。この場合においては、第九十五条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」と、第四百四条中「収用され、又は使用された」とあるのは「第四十六条の二第二項の規定による補償金の支払の請求がされた」と、「その目的物の収用又は使用に因つて」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」と読み替へるものとする。

3 起業者は、前項において準用する第四百四条の規定により権利を行なうことができる者に対し、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による支払期限前に権利取得裁

決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節 裁決

第四十七条中「起業者の」を「収用又は使用の裁決の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

(明渡裁決の申立て等)

第四十七条の三 起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 土地の所在、地番及び地目

ロ 土地にある物件の種類及び数量(物件が分割されることとなる場合においては、その全部の物件の数量を含む。)

ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

ニ 第四十条第一項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

ニ 第三十六条の規定による物件調査又はその写し

2 第四十条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3 第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうちロに掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

4 第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たにこれを作成して、従前の書類とともに提出しなければならない。

5 第十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替へるものとする。

6 第一項から前項までに定めるものの外、明渡裁決の申立ての手続に關して必要な事項は、建設省令で定める。

(書類の送付及び縦覧)

第四十七条の四 収用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に關係がある部分の写しを当該市町村長に送付するとともに、その書類に記載されている土地所有者及び関係人に明渡裁決の申立てがあつた旨の通知をしなければならない。

2 第四十二条第二項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前項の規定により市町村長が送付を受けた書類の縦覧並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十七条の三第一項」と、「第四十条第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替へるものとする。

第四十八条の見出しを「(権利取得裁決)」に改め、同条第一項を次のように改める。

め、同条第一項を次のように改める。
権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二 土地又は土地に關する所有権以外の権利に對する損失の補償

三 権利取得の時期、又は消滅させる時期(以下「権利取得の時期」という。)

四 その他この法律に規定する事項

第四十八条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、第六十三條第二項若しくは第八十七条ただし書に改める。

(明渡裁決)

第四十九条 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償

二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限(以下「明渡し期限」という。)

三 その他この法律に規定する事項

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項第一号に掲げる事項について準用する。

第五十条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号の下に」又は「前条第一項各号」を加え、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第五十二条第五項中「前項」を「第三項」に改める。
第六十三条第一項及び第三項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改める。
第六十四条第三項中「第四十五條第一項」を「第六十六條第一項」に改める。

第六十六条の見出し及び同条第一項中「及び決定を削り、同条第二項中」及び決定及び「及び決定書」を削り、同条第三項中「及び決定書」を削る。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 削除
第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

(土地等に対する補償金の額)

第七十一条 収用する土地又はその土地に關する所有権以外の権利に對する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時に對する相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

第七十二条 前条の規定は、使用する土地又はその土地に關する所有権以外の権利に對する補償金の額について準用する。この場合において、同条中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替へるものとする。

(その他の補償額算定の時期)

第七十三条 この節に別段の定めがある場合を除くの外、損失の補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定しなければならない。

第七十四条 次の一項を加える。

2 前項の規定による残地又は残地に關する所有権以外の権利に對する補償金の額については、第七十一条及び第七十二条の例による。

3 第一項の規定によつて収用の請求がされた土地に關する所有権以外の権利に對しては、第七十一条の規定にかかわらず、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した権利取得裁決の時における相当な価格をもつて補償しなければならない。

第八十条の次に次の一項を加える。

(原状回復の困難な使用の補償)

第八十条の二 土地を使用する場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによつて生ずる損失をも補償しなければならない。

ばならない。

2 前項の規定による土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一条の例による。

第七十一条の例による。

第八十一条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による請求があつた権利については、起業者がその権利の使用の裁決の申請をしたものとみなして、第一項の規定に基づく請求に係る裁決とあわせて裁決するものとする。

第八十二条第一項中「質権及び抵当権を有する者」を「先取特権を有する者、質権者、抵当権者及び第八十四条第四項の規定により関係人に含まれる者」に改め、同条第二項中「認める」ときは、「の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十三条第二項中「認める」ときは、「の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「認める」ときは、「の下に「明渡裁決において」を加える。

第八十六条第一項中「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第八十条の二」に改め、同条第二項中「認める」ときは、「の下に「権利取得裁決又は明渡裁決において」を加える。

第八十七条中「第七十六条」を「第七十六条第一項及び第二項、第七十七条」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項（第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第七十六条第一項及び第八十一条第一項の規定による請求は、第四十三条の縦覧期間前においても、その請求に係る意見書を収用委員会に提出することによつてすることができる。

第八十八条中「第七十二条から第七十五条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条」に、「及び第八十条」を「第八十条及び第八十条の二」に改める。

第八十九条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定によ

る事業の認定の告示」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第六章第一節中第九十条の次に次の三条を加える。

（補償請求者に関する特例）

第九十条の二 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に関する所有権以外の権利については、第七十一条中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」とする。

（差額及び加算金の裁決）

第九十条の三 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合において、収用委員会は、権利取得裁決において次の各号に掲げる事項について裁決しなければならぬ。

一 起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額を、その支払時期に応じて第七十一条に規定する政令で定める方法の例により算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期限における価額に修正した額

二 前条の規定により読み替えられた第七十一条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額とに過不足があるときは、起業者が支払うべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債務者

三 支払を遅滞した補償金に対する加算金

2 前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間（裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間）につき、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

一 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間 百円につき一日五銭

二 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二

割未満一割以上である期間 百円につき一日三銭

三 遅滞額が前条の規定による補償金の額の一割未満である期間 百円につき一日一銭七厘（過怠金の裁決）

第九十条の四 起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人に對し、それらの者が受けるべき補償金百円につき一日五銭の割合により裁決の申請を怠つた期間について算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならぬ。

第九十二条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、「第二十九条」の下に「若しくは第三十四条の六」を加える。

第九十四条第六項中「及び第六十七条」を削り、「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「第六十六条第一項及び第二項中「裁決及び決定」とあるのは「裁決」と、同条第二項及び第三項中「裁決書及び決定書」とあるのは「裁決書」とを削る。

第九十五条の見出し中「補償」を「権利取得裁決に係る補償」に改め、同条第一項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「補償金」の下に「加算金及び過怠金（以下「補償金等」という。）」を加え、「第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行」を削り、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、

同条第三項中「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第四項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に改め、同項に後段として次のように加える。

裁決手続開始の登記前に仮登記又は買戻しの特約の登記がされた権利に係る補償金等についても、同様とする。

第九十五条第五項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に改め、同条第六項中「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「又は第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」を削る。

第九十八条及び第九十九条を削り、第九十七条第三項中「補償金」を「補償金等」に改め、同条を第九十九条とし、第九十六条中「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第九十七条及び第九十条」を「第九十九条」に、「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期又は明渡しの期限」に改め、同条を第九十八条とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

（差押え又は仮差押えがある場合の措置）

第九十六条 裁決手続開始の登記前にされた差押えに係る権利（先取特権、質権、抵当権その他当該差押えによる換価手続において消滅すべき権利を含むものとし、以下この条において、単に「差押えに係る権利」という。）について権利取得裁決又は明渡裁決があつたとき（明渡裁決にあつては、第七十八条又は第七十九条の規定による請求があつた場合に限る。）は、起業者は、前条の規定にかかわらず、権利取得の時期又は明渡しの期限までに、当該差押えに係る権利に對する補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法による競売による競落代金の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関

が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価又は滞納処分による売却代金（使用の裁決に係るときは、それらの一部）とみなし、取用の裁決に係る場合におけるその払渡しを受けた日は、強制執行又は競売法による競売に關しては、競落期日とみなす。

3 強制競売に係る競落許可決定後その確定前、競売法による競売に係る競落許可決定後競落代価の支払前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払渡しがあつたときは、競落許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 起業者は、取用委員会の裁決した補償金等の額に對して不服があるときは、第一項の規定による払渡しをする際、自己の見積り金額を同項に規定する配当手続を実施すべき機関に通知しなければならない。

5 第一項及び前項の規定は、裁決手続開始の登記前にされた仮差押えの執行に係る権利に對する補償金等の払渡しに準用する。

6 起業者が第一項又は前項に規定する権利に對する補償金等の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金等の支払に關しては、第一項の規定による補償金等の例による。この場合において、起業者が補償金等を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

7 第一項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあつた場合における強制執行又は競売法による競売に關しては、最高裁判所規則で民事訴訟法及び競売法の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に關しては、政令で国税徴収法の特例その他必要な事項を定めることができる。

（明渡裁決に係る補償の払渡し又は供託等）

第九十七条 起業者は、明渡裁決で定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行又は第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成をしなければならない。

2 第九十五条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第四項中「第四十八条第五項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第四十八条第五項」と、「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第六項中「権利取得裁決に係る第八十三条第二項の規定に基づく耕地の造成」とあるのは「明渡裁決に係る第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」と読み替へるものとする。

第九十八条中「取用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」と、「第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金」を「権利取得裁決に係る補償金等」に改め、「第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供を削り、第四十八条第一項の規定による取用委員会の裁決は、その効力を失う」とを「権利取得裁決は、その効力を失い、裁決手続開始の決定は、取り消されたものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し若しくは供託、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供、第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成の提供又は第八十四条第三項において準用する第八十三条第四項の規定に基づく金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、明渡裁決は、その効力を失う。

この場合において、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年を経過していないときは、その期間経過前に限り、なお明渡裁決の申立てをすることができるものとし、その期間を経過しているときは、裁決手

続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第九十九条第一項中「又は物件」を削り、「起業者は、取用の時期において、権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は、その他の権利は、消滅する」とを「その他の権利並びに当該土地又は当該土地に關する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に關する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分執行はその効力を失う」に改め、「第七十六条第二項」の下に「又は第八十一条第二項」を加え、同条第二項中「使用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の規定は、第七十八条又は第七十九条の規定によつて物件を取用する場合に準用する。この場合において、同項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは、「明渡裁決において定められた明渡しの期限」と読み替へるものとする。

第一百一条の次に次の一條を加える。

（占有の繼續）

第一百一条の二 前条第一項の規定により起業者が土地の所有権を取得した際、同項の規定により失つた権利に基づき当該土地を占有している者及びその承継人は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を繼續することができる。ただし、第二十八条の三及び第八十九条の規定の適用を妨げない。

第一百二条を次のように改める。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転）

第一百二条 明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

第一百二条の次に次の一條を加える。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代行執行）

第一百二条の二 前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

二 起業者が過失がなく土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2 前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁決に係る第八十五条第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

3 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき明渡裁決に係る補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4 起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁決に係る補

償金を支払つたものとみなす。

5 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二条の規定にかかわらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

第三百三条中「収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「収用し、又は使用すべき土地又は」を「収用し、若しくは使用すべき土地又は収用すべき」に改める。

第四百四条（見出しを含む。）中「補償金」を「補償金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（起業者が返還を受ける額に係る債務名義）

第四百四条の二 第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁決中第九十條の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第三百三十三條の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、「第九十條の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額によつてされた裁決」と読み替へるものとする。

第五百五条第二項中「第七十三條後段」を「第八十條の二第一項」に改める。

第六百六条第一項中「収用の時期から十五年以内」を「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」に、「収用の時期から五年」を「事業の認定の告示の日から十年」に、「収用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「収用の時期から十五年の」を「事業の認定の告示の日から二十年の」に改め、同条第三項中「収用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に改める。

第八章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第八八条から第十五条まで 削除

第一百六条第一項中「土地の全部」を「起業地の全部」に、「第四十條本文の規定による」を「権利を

取得し、又は消滅させるための」に、「第三十三條の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内」を「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日以後収用又は使用の裁決の申請前」に改め、同条第二項第三号中「権利の下に」を「種類及び」を加え、同項第四号中「時期の下に」及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限を加え、同項第五号を次のように改める。

五 対償

第二百十條中「及び決定」及び「及び決定書」を削る。

第二百一十條中「第四十八條第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「同時に権利取得裁決と明渡裁決」に改める。

第二百一十三條第一項中「第四十一條」を「第三十九條」に、「第四十八條第一項の規定による裁決」を「明渡裁決」に改め、同条第五項中「第四十八條第一項の規定による裁決があつたときは同条第一項第三号の時期」を「明渡裁決があつたときは当該明渡裁決において定められた明渡しの期限」に改める。

第二百二十四條第一項中「許可を受け」の下に、「若しくは市町村長に通知し」を加え、「第七十一條」を「第七十二條、第七十三條、第七十四條第二項」に改め、「第七十九條の下に」を「第八十條の二第二項」に、「価格」の下に「（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した使用の時期の価格）を加える」。

第二百二十五條中、「第四号及び第五号」を「及び第四号」に、「一万円」を「二万円」に、「第六号」を「第五号」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第四十一條」を「第三十九條第一項」に改め、同条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二百二十七條中「又はこの法律の下に」を「第六條第七項を除く」を加える。

第二百二十八條第一項中「第九十九條第一項」を「第二百二條の二第一項」に、「第九十八條」を「第二百

二條」に改め、同条第二項及び第三項中「第九十九條第三項」を「第二百二條の二第三項」に改める。

第三百三十二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「損失の補償」の下に「（第九十條の三の規定による加算金及び第九十條の四の規定による過怠金を含む。以下第三百三十三條において同じ。）」を加える。

第三百三十五條第一項中「調停の申立」を削る。

第三百三六條に次の一項を加える。

3 収用委員会は、審理の円滑な進行のため必要があるとき、政令で定めるところにより、審理の期日に出席することができない代理人の数を制限することができる。

第三百三十七條中、「予備委員及び調停委員の委員」を「及び予備委員」に改める。

第三百三十八條第一項各号列記以外の部分中「第二百二條」を削り、同項第二号中「第七十三條」を「第七十二條」に、「第九十八條、第九十九條、第一百一條」を「第二百二條から第二百二條の二まで」に改め、同条第二項第一号中「第三十四條第一項」を「第二十八條の三第一項」に改め、「第四十條並びに」を「第二百一十六條第二項第三号及び第四号中」に改め、同条第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」とを削り、「起業者は、収用の時期において定められた権利取得の時期において、当該権利は、当該土地に、」を「権利取得裁決において、当該権利は、当該土地に、」に改め、同条第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と読み替へる」に改め、同

条の三」に改める。

第三百三十九條第一項中「収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより」に、同条第二項中「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡しの期限」に改める。

第十一章中第四百十條の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第四百十條の二 この法律に特に定めるものの外、この法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第四百二十二條中「第三十四條第一項」を「第二百一十八條の三第一項」に改める。

第四百三十三條第四号中「第九十八條」を「第二百二條」に改める。

附則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

土地収用法の一部を改正する法律施行法案
土地収用法の一部を改正する法律施行法
（土地収用法の一部を改正する法律の施行期日）

第一条 土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 土地収用法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に効力を有する改正前の土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「旧法」という。第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示は、改正後の土地収用法（以下「新法」という。）の適用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示とみなす。

第三条 改正法の施行前に旧法第三十三條の規定

による土地細目の公告があつた土地の収用又は使用に關しては、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧法第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年を経過する前に旧法第三十九條の例により土地細目の公告が効力を失つたときは、その失効後は、新法を適用する。

第四條 改正法の施行前に旧法第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた土地の新法の規定による収用又は使用(以下「旧事業認定による収用等」という。)については、事業の認定後の収用又は使用の手続は、保留されているものとみなす。

第五條 起業者は、旧事業認定による収用等に關し新法第三十四條の規定により収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てようとするときは、新法第三十四條の二第一項の規定による申立書に、新法第二十六條第一項及び第三十三條の規定によつて告示された事項の記載に代えて、旧法第二十六條第一項の規定によつて告示された事項及び土地収用法の一部を改正する法律施行法第四條の規定により収用又は使用の手続が保留された旨を記載しなければならない。

第六條 旧事業認定による収用等に關しては、新法第二十八條の三第一項中「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示」とあるのは、「当該都道府県の区域内の起業地については、新法第三十四條の三の規定による手続開始の告示」とする。

第七條 第五條の場合において、同条の申立てが当該起業地(起業地が二以上の都道府県の区域にわたるときは、各都道府県の区域内の起業地)については、各都道府県の区域内の起業地については、新法第三十四條の二第一項の規定による申立書には、収用又は使用の別を明らかにした当該都道府県の区域内の起業地をも記載し、かつ、その起業地を表示する図面を添附しなければならない。新法第十八條第四項の規定は、この場合における土地の表示について準用する。

2 都道府県知事は、前項に規定する申立てがあつた場合において、新法第三十四條の三の規定による手続開始の告示をするときは、あわせて、当該都道府県の区域内の起業地及びその起業地について新法第二十八條の三の規定の適用がある旨を告示しなければならない。

3 都道府県知事は、新法第三十四條の四第一項の規定により市町村長に図面を送付する際、第一項の図面をあわせて送付するものとする。

4 第一項の図面が前項の規定により市町村長に送付されたときは、その図面は、市町村長が新法第二十六條の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第八條 改正法の施行前にされた事業の認定の申請に對し、改正法の施行の際まだこれに關する処分がされていなくときは、その事業の認定の手続については、なお従前の例による。

2 前四條の規定は、前項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をした場合に準用する。

3 第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨を告示しなければならない。

第九條 第二條から前条までの規定は、土地収用法第五條に掲げる権利若しくは同法第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七條に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第十條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 (不動産登記法の一部改正)
不動産登記法(明治三十二年法律第二十四號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「消滅シ」の下に「又ハ失効シ」を、「既登記ノ權利」の下に「差押、仮差押及ビ仮処分」を、「其消滅」の下に「又ハ失効」を加え、同条第二項中「表示シタル權利」の下に

「差押、仮差押及ビ仮処分」を加え、同条に次の一項を加える。

前条第一項ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ職權ヲ以テ裁決手續開始ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の規定により旧法の例によつて収用の裁決があつたときは、前条の規定による改正後の不動産登記法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

第十三條 都市計画法(大正八年法律第三十六號)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

都市計画、都市計画事業及毎年度執行すべき都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ告示シ行政庁ヲシテ關係図書ヲ縦覧ニ供セシムベシ

第十九條中「第三條」を「第三條第一項」に、「事業ノ認定ト看做ス」を「事業ノ認定ト看做シ第三條第二項ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ告示ヲ以テ同法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示ト看做ス」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九條及第三十四條の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八條第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八條第三項、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十九條第一項、第四十六條の二第二項、第七十一條ハ之ヲ準用シ又ハ其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム

及第八十九條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該當スル事由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ生ジタル時ニ於テ同法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル事業の認定の告示アリタルモノト看做ス

權利取得裁決アリタル後都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ヲ經過スルモ明渡裁決ノ申立ナキトキハ既ニ為サレタル裁決手續開始ノ決定及權利取得裁決ハ取消サレタルモノト看做ス

第二十五條を削り、第二十四條を第二十五條とし、第二十三條を削り、第二十二條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とし、第二十條の次に次の二條を加える。

第二十一條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第三十一條ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ノ手續ノ保留ハ主務大臣之ヲ為ス但シ同法第三十四條ノ規定ニ依ル手續開始ノ申立ハ都市計画事業ヲ執行スル者之ヲ為スコトヲ要ス

主務大臣前項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用ノ手續ヲ保留セムトスルコトキハ土地収用法第三十三條ノ例ニ依リ第三條第二項ノ規定ニ依ル告示ノ際手續ノ保留ノ告示ヲ為スコトヲ要ス

第二十二條 前各條ニ定ムルモノノ外第十八條第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 土地収用法第三十四條及第百條第二項後段ニ定ムル期間ノ終期ハ都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ノ終了ノ時トス

二 土地収用法第三十四條の四第二項中「第二十六條の二第二項の図面」トアルハ之ヲ「都市計画法第三條第二項の圖書中都市計画事業に係る圖面」トス

三 土地収用法第八十九條第三項中「許可を受けたとき」トアルハ之ヲ「許可を受けたとき、その他政令で定める場合」トス

四 土地収用法第九十二條第一項中「第二十九條若しくは第三十四條の六の規定によつて事業の認定が失効シ」トアルハ之ヲ「第三十九條第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請の期限を徒過シ」トス

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 前条の規定による都市計画法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定め

第十二部 建設委員會會議錄第八号 昭和四十

[illegible]

三、「**國**」字之考證

二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

り、「第三章、第三十一条から第三十三条まで」を「第十六条から第二十八条まで、第三十条、第三十一条、第三十二条」に、「第二百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」を「第二百二十五条第二号、第四号及び第五号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書に規定するものを除く外、同項」を「前項の規定による土地収用法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第四条第一項の規定により使用認定申請書又は収用認定申請書が提出されたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十四条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七十九条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により施行地区内の土地を使用する場合においては、土地収用法第二十八条の三及び条百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「土地区画整理法第七十六条第一項」とする。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法第七十九条後段の規定により土地収用法第二十条の規定による事業の認定とみなされる事業計画の認可又は決定があったときは、前条の規定による改正後の土地

区画整理法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第二十六条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第二十七条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十七条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第

八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合に、適用しない。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第十四条の規定は、前条の規定による首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

(住宅地区改良法の一部改正)

第二十九条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2 前項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「住宅地区改良法第九条第一項」とする。

3 前項の規定は、改良地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合に、適用しない。

(公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律の一部改正)

第三十条 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三

十八条第一項において準用する場合を含む)及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律第十三条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により市街地改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合に、適用しない。

(議院希望の申出と補償金の支払請求との調整)

第二十一条の二 土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求に係る土地又は借地権については、譲受け希望の申出をすることができない。

2 譲受け希望の申出に係る土地又は借地権については、土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求をすることができない。

第二十二條第一項中「前条を」第二十一條に改める。

第二十七條に次の一項を加える。

2 前項の規定により建築施設の部分の価額の概算額を定める場合における同項の近傍類似の土地の価額は、都市計画事業の決定の告示の時の価額とする。ただし、都市計画法第二十一条の規定により収用の手続が保留されたときは、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示の時(手続開始の告示前に管理処分計画を定めるときは、当該管理処分計画を定める時)の価額とする。

第三十五条第一項中「収用による損失の補償の裁決を」明渡裁決(建築物の対償については譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決。以下次項において同じ)に改め、同条第二項中「収用による損失の補償の裁決を」明渡裁決に、「収用の時期を」明渡裁決

において定められた明渡しの期限（建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁判において定められた権利取得の時期）に改める。

第四十一条第五項中「次条」を「第四十二条」に改める。

第四十六条に次の一項を加える。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十四条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

（公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 第十四条の規定は、前条の規定による公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

2 この法律の施行前に公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第二十一条の規定による譲受け希望の申出をした者は、この法律の施行前にその土地、借地権又は建築物に關し、譲渡又は消滅に關する施行者との契約が成立した場合を除き、この法律の施行の日から三十日以内にその譲受け希望の申出を撤回することができ。ただし、この法律の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつたときは、前項において準用する第十四条の規定によりその例によるものとされる第三十三条ただし書の規定により新法が適用されることとなつた日から三十日以内に限り、その撤回をすることができ。

（公共用地の取得に關する特別措置法の一部改正）

第三十二条 公共用地の取得に關する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条・第十三条」を「第十二条―第十八条」に、「第二節 土地細目の公告（第十四条・第十五条）」を「第二節 土地細目の公告（第十四条・第十五条）」に改める。

「第十六条」を「第二節 裁判及び損失七条―第三十八条」に、「第十九条」に、「第四節」を「第三節」に、「第五節」を「第四節」に改める。

第四十一条第一項第三号を次のように改める。

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地第四十条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならぬ。

第五十条中「二万円」を「四万円」に改める。

第十條第一項中「及び起業地」を「起業地及び土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

3 特定公共事業については、土地収用法第三章第二節の規定は、適用しない。

第十三条中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改める。

「第二節 土地細目の公告」及び「第三節 裁判及び損失の補償」を削り、第十四条から第十八条までを次のように改める。

第十四条から第十八条まで 削除

第十九条の前に次の節名を加える。

第二節 裁判及び損失の補償

第二十条第一項中「収用又は使用の裁判」を「明渡し裁判」に改め、「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を加え、「同項の規定による裁判」を「まだ権利取得裁判がされてい

ないときは権利取得裁判及び明渡し裁判を、すでに権利取得裁判がされているときは明渡し裁判」に改め、同条第四項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第二十一条第一項中「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を、「仮補償金」の下に「（概算見積りによる同法第九十条の三第一

項第三号に掲げる加算金及び同法第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下同じ。）を加える。

第二十七條中「第九十九条第三項及び第四項」を「第九十六条第一項、第四項、第五項及び第七項、第九十七条」に改め、「第百条」の下に、「第百二條の二第三項及び第四項」を加え、「同法第四十八條第一項の規定による裁判」を「権利取得裁判に係る同法第九十五条第一項に規定する補償金等又は明渡し裁判」に改める。

第二十八條中「第九十六条」を「第九十八条」に改める。

第二十九條第三項中「第九十八条」を「第百二條」に改める。

第三十条第二項中「同法第四十八條第一項の規定による裁判」を「権利取得裁判又は明渡し裁判」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条（残地収用等の場合における補償金の額）

第三十一条 補償裁判において土地収用法第七十六條第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における損失の補償については、同法第七十一条、第七十六條第三項及び第九十条の二中「権利取得裁判」とあり、並びに同法第七十三条中「明渡し裁判」とあるのは、「補償裁判」とする。

第三十二条の見出し中「土地収用法第四十条の規定による」を「仮補償金に対する」に改め、同条中「関係人は」の下に「土地収用法第九十五条第四項後段の規定により仮補償金が供託された場合又は」を加え、「土地収用法」を「同法」に、「その権利を有する者」を「関係権利者」に改める。

第三十三条第一項中「補償金額」の下に「土地収用法第九十条の三第一項第三号に掲げる加算金の額及び同法第九十条の四に規定する過怠金の額を含む。以下同じ。」を加え、同条第二項中「収用又は使用の時期を」を「緊急裁判で定められた権利取得の時期又は明渡しの際」に改め、同条に次の一項を加える。

3 土地収用法第九十五条第四項後段及び第九十

六条の規定は、起業者が土地所有者又は関係人に支払うべき第一項の規定による清算金及びその清算金に対する前項の規定による利息についても、適用があるものとする。

「第四節 裁判の代行」を「第三節 裁判の代行」に改める。

第三十八條の二第一項中「第四十一条」を「第三十九條第一項」に改める。

第三十八條の六第一項中「及び第百條」を「第九十六條及び第百三十六條第三項」に改める。

「第五節 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」を「第四節 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業」に改める。

第三十九條第一項中「第十二條」を「第十二條第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第二十九條」を「第二十九條第二項」に、「三年」を「四年」に、「二年」を「一年六月」に改め、同条第四項中「第三十一条の規定による土地細目の公告の申請をしない」を「第三十九條第一項の規定による申請をせず、又はその告示があつた日から一年六月以内に同法第四十七條の二第三項の規定による明渡し裁判の申立てがない」に改め、同条第五項を削る。

第四十条を次のように改める。

第四十条 土地収用法第二十條の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法その他の法律の規定により土地を収用し、若しくは使用することができ都市計画事業で、起業地の全部又は一部について収用又は使用の手続が保留されているものについて特定公共事業の認定があつたときは、収用又は使用の手続が開始されるものとする。この場合においては、建設大臣は、第十條第一項の規定による告示の際、あわせて収用又は使用の手続が開始される旨を告示するとともに、その土地が所在する市町村の長に対して、その旨を通知しなければならぬ。

2 市町村長は、前項後段の規定による通知を受けたときは、直ちに、建設省令で定めるところに

い。

第十二部 建設委員会會議録第八号 昭和四十二年五月十八日【參議院】

一七

より、土地収用法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供している図面に、収用又は使用の手続が開始された旨を表示しなければならぬ。

第四十四条中「及び第百三十六條」を「並びに第百三十六條第一項及び第二項」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三條ただし書中「旧法第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十條第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とし、第四條中「保留されている」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第十二條第三項の規定にかかわらず、保留されている」とする。

2 前項の規定により第四條(第八條第二項及び第九條)において準用する場合を含むの例による場合においては、新法第三十四條中「第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十條第一項の規定又はその例による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第三十四條 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十九條第一項の規定により適用される土地収用法第三十一條の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第三十五條 第十四條の規定は、前条の規定による新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置について準用する。

4 前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正

第三十六條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第二十二條第一項の規定により適用される土地収用法第三十一條の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第二十二條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九條」の下に「から第二十二條まで(同条第三項を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八條の三(同法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。及び第百四十二條の規定は適用せず、同法第百四十二條第三項中「第二十八條の三第一項」とあるのは、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第十六

条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七條 第十四條の規定は、前条の規定による近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

附則

この法律(第一條を除く。)は、改正法の施行の日から施行する。

下水道整備緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「下水道」とは、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水路をいう。

2 この法律において「下水道整備事業」とは、下水道の設置又は改築に関する事業で、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

(下水道整備五箇年計画)

第三条 建設大臣は、昭和四十二年以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 下水道整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に施行すべき事業の実施の目標

二 五箇年間に施行すべき事業の量

3 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求め、あらかじめ、経済企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と屎尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、清掃施設整備緊急措置法(昭和四十二年法律第 号)第三条第一項に規定する屎尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、下水道整備五箇年計画を公表しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は、下水道整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(下水道整備五箇年計画の実施)

第四条 政府は、下水道整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画に即して、下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならない。

附則

この法律は、下水道法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行の日から施行する。

昭和四十二年五月二十四日印刷

昭和四十二年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局